会議録

会議の名称	第5回小金井市保健福祉総合計画策定委員会
事務局	地域福祉課
開催日時	平成23年9月20日(火)午後7時から午後8時50分まで
開催場所	小金井市役所 801会議室
出 席 者	(委員) 山口委員長、竹内副委員長、伊藤委員、高氏委員、中里委員、平野委 員、井爪委員、齋藤委員、森田委員、矢野委員、木所委員 (事務局) 地域福祉課長、障害福祉課長、介護福祉課長、介護福祉課長補佐、健康 課長、作業部会職員、コンサルタント会社研究員
欠 席 者	鈴木委員
傍聴の可否	可・ 一部不可・ 不可
傍聴者数	0人
傍聴不可等	
の理由等	
会議次第	 会議開始にあたって ① 配布資料について ② 第4回策定委員会会議録について 2 資料説明 3 各専門部会からの報告 4 次回の日程について
提出資料	1 小金井市地域福祉計画進捗状況調査結果まとめ…資料(1)※2 小金井市地域福祉計画骨子案…資料(2)※
	 ※は事前配布 3 小金井市地域福祉計画 骨子案 差し替え分(P3~4) …資料(3) 4 小金井市保健福祉総合計画策定スケジュール …資料(4) 5 小金井市保健福祉総合計画策定に伴うアンケート調査結果報告書 …資料(5)
その他	

1. 会議開始にあたって

山口委員長

一 山口委員長挨拶 一

事務局

一 地域福祉課長挨拶 一

② 第4回策定委員会会議録について

事務局

① 配布資料の確認

事務局

修正箇所があるため、後日修正版を送付し、郵送にてご承認いた だく。

2. 資料説明

事務局

※小金井市地域福祉計画進捗状況調査結果まとめ(資料1)の説明 ※小金井市地域福祉計画骨子案(資料2)の説明

山口委員長

コンサルタント

ご意見ご質問があれば、挙手をお願いしたい。

木所委員

4ページの第2章「地域福祉を取り巻く現状と課題」の、1)「町会・自治会の状況」で、先日、患者さんに町会のことを聞くと、本当に和気あいあいとやっているという所もあったが、ほとんどの人は知らなくて、回覧板が回ってくるという程度で、44%の中でも親密にやっている所というのは、またごく狭い範囲だと思う。今回の福祉総合計画に関する問題でも、この問題を解決して加入率が上がってくると、自然と解決できるようなものもたくさんあるのではないかと思うので、近隣地区、特に多摩地区で非常に加入率が高い所があれば、そこはどういうことをやって高い加入率をもっているのか、調べて分かるようだったら教えていただきたい。

事務局

近隣市の状況を調べて、次回、ご報告したいと思う。

山口委員長

小金井市内の状況も併せてお願いしたい。

平野委員

今のご意見に関連して、市役所では、緑町1丁目は何%、2丁目は何%というデータはお持ちなのか。

地域福祉課長

今年の3月まで広報秘書課広聴係で町会・自治会の事務をしていたが、1丁目、2丁目という区切りにはなっていないので、区域ごとに何%というデータは、市は取っていない。

平野委員

緑町なら緑町であるのか。

地域福祉課長

そういうことはない。緑町の中にも幾つかあるし、町をまたいだ所もある。小さい所は12世帯から大きな所は何千世帯という所もあり、本当にさまざまである。

平野委員

緑町3丁目は一軒家が多く加入率も高い所だったが、近年、マンシ

ョン・アパートができてきて、特にアパートの方の加入がない。勧誘に行くと、何かメリットがあるのかと言われる。世帯数が増えても、 大部分はマンション・アパートの方や学生さん、といった捉え方も一つあるのではないかと思う。

もう1つ、今回配布された「進捗状況調査結果まとめ」を見ると、対応ページが38番までしかない。17年から23年の前計画では69番まであるが、そのフォローはいかがなさるのかお聞きしたい。

事務局

「進捗状況調査結果まとめ」に書いてある施策一覧は、あくまでも 前計画の抜粋で、全計画の施策を網羅しているものではない。今回、 地域福祉計画のほかに障害・介護・高齢者・健康分野があり、各専門 分野の施策については、個々での見直しということになる。

平野委員

18番の「高齢者緊急通報システム」は、平成23年度から社会福祉 協議会に移ると備考欄にあるが、市の担当はどんどん人が替っていく 中で、市のフォローがなくなってくるのではないかと危惧している。

事務局

今まで小金井市地域福祉計画は、障害・高齢者の計画と同様に、個別計画の1つであり、単独で中間見直しを行い、さらに期間延長のための見直しを行ってきた。今、平野委員は追加施策一覧をご覧になっていると思うが、今回策定する「保健福祉総合計画における地域福祉計画」は、今までとは少し異なり、前計画に載っていた施策が100%そのまま引き継がれるのではなく、削るべき部分は削り、加えるべき部分は加えるが、全体のボリュームとしては縮小されると思われる。委員がおっしゃられたようなフォローについては、必ず別の計画の中で盛り込まれていくものとご理解いただきたい。

森田委員

今、NPO法人連絡会では、「新しい公共」という言葉がよく使われ、「新しい公共」や協働についての勉強会を一緒に行っている。もし、現在、そのような言葉が使われている場所があったら教えていただきたい。あと、もしそういった言葉がこの計画の中で使われていないようだったら、ぜひどこかで盛り込んでいただきたいと思う。

地域福祉課長井爪委員

資料を持ち合わせていないので、改めて検討させていただきたい。

今回の骨子案に、今までなかった「生活困窮者対策」という項目が入っているが、アンケートにも一切なかったし、地域福祉に少しなじまないような気もする。今回、これがどういう経緯で入ったのか、教えていただきたい。

事務局

「小金井市しあわせプラン」の130ページに「所得者・生活困窮者等の福祉の充実」があり、こちらとの整合性について考慮した。また、前計画の68ページには「自立のためのセーフティネットの充実」とい

う項目があり、生活基盤の弱い家庭への自立のための啓発活動は外す ことができない施策と考えている。

伊藤委員

16ページの「地域福祉を担う人づくり」というところで、小学4年 生以上を対象とした「夏の体験ボランティア」はどういう内容か。 というのは、子どもたちの親の世代である20歳代は、アンケート調 査で福祉の認知度が非常に低い。ボランティアをやった子どもたち が家に帰って、家庭の会話の中で話題になることが啓発につながる のではないかと思うのでお聞きしたい。

森田委員

社協のボランティアセンターで全世代に対して募集が行われ、希望 先の施設ごとにオリエンテーションを行い、夏休みを利用してボラン ティアに通うものである。内容は施設によって異なるとは思うが、 年々子どもたちの意識も高くなっている気がする。去年までは、先生 や親に言われて渋々来る子どもたちも多かったが、今年もまた来まし たと言って、自発的に来る子どもたちがとても多かった。

「また明日」は、認知症の方のための専門のデイホームと保育園と 地域開放している寄り合い所という3つの事業を行っており、小さな 子どものお世話をするだけでなく、お年寄りとの会話をしたり、近所 の方が来られたらお茶をお出しするなどしている。夏が終わってから も継続的に子どもたちがよく来るが、そういうところに持っていくこ とがとても大切だと思っており、夏だけのイベントにしてはいけない と思う。

伊藤委員

小学生時代にやったということは非常に記憶に残るし、また、テレビなど見ていても、その光景は大人以上に訴える力がかなりあると思うので、非常にいいと思う。私も地域の小学校を支援していて、子ども達が社会貢献活動みたいなものをやっているのを応援している。20歳代の認知度が低いという部分で、親御さんたちが、大人も考えなければいけないという気持ちを起こさせる、そういう波及効果を狙う意味でも非常にいいと思った。

森田委員

うちがこだわってやっている「共生ケア」は、富山とかあちらのほうでは富山型と言われており、もう十数年前から行われているが、東京都はスペースの問題とか、いろいろな仕組みの問題でなかなか難しいく、「また明日」しかやっていない。うちではイベント化せずに、日常的に小さな子どもたちからお年寄りまで、そこで関わっていくということを目的とした施設を行っている。小さなころから、それが福祉だとか、高齢者に対するボランティア活動だということを意識せずに行っていきたいと思っている。

伊藤委員

お年寄りとのふれあいの話など、お年寄りの側にしてみたら、生活の一コマとして、非常に効果的ではないかと思う。ぜひ、お子さんたちも若い時代からこういうことに関わっていただいて、各世代でそういうふうに徐々になっていければ、非常にいいなと思う。

竹内副委員長

今、森田委員がお答えいただいたが、少し補足する。社会福祉協議会で毎年実施しており、今年は171人、主に小学生・中学生が中心なのだが、施設で高齢者、お子さんを相手にしたり、児童館、障害者施設等でいろいろな経験を積み、あとで感想文をいただいている。それを文集にして、参加したお子さんにお返ししているので、家庭の中でも話題になっていると思う。今、言われたように、若い世代の親御さんは、地域への関心度が低いので、話題になることによって地域への福祉、地域社会への関心が高まればという一つの狙いもあるので、続けていきたいと思っている。

山口委員長

第4章の施策の展開のあたりなどでも、今のことはあまり詳しく入っていないが、そういうのに関する意見も含めて何かほかにあるか。

中里委員

この施策の展開の中の「地域福祉ファシリテーター養成講座事業」 は初めて耳にしたが、こんなに開催回数が多いのに、受講者数が少ない。有資格の人というような、何か資格条件はあるのか。

山口委員長

ルーテル学院大学でやっているので、補足説明をさせていただくが、11名というのは小金井市だけの人数である。どれも10名ずつくらいの規模で、声を掛けて、回数を決めて、教員が少しきっかけみたいな講義をしたり、話し合いの場に参加したりしながら活動をしている。でも、講義よりも自主的に何かをしようということで、積極的に関わっていただいていて、今年も居場所を作っていただいたりとか、実際にカフェみたいなものを始めていただいたりというものである。

竹内副委員長

特に資格は問わない。三鷹・武蔵野・小金井の方々がルーテル学院 大学で一緒に勉強して、成果をそれぞれの地域で、日常の活動の中で 活かしていただくということで、毎年希望者を十数人ずつ募って、も う3年が経過した。終わった方は、今度は地域に戻り、自主活動をグ ループで始めて、小金井では既に3つのグループが始まっている。地 域の世話役の養成の場のような、まずそこからスタートしていこうと いうことで始めている。

中里委員

具体的に3人の方が始められて、そこから根差して活きてきている というふうに捉えてよいか。

竹内副委員長

地域の集会場を借りたり、自宅を提供したりして、お年寄りや若いお母さんが子連れで来たりと、たまり場のような活動をやっている。

高氏委員

この事業を推進していかなければならないが、何が大事かということから始めないと進まないのではないのかと思う。やはり町会・自治会が地域に一番近いところなのに、今の状態ではいけないので、町会・自治会の力をつけるべき。個人情報の問題もあるとは思うが、町会・自治会と民生委員と市役所が、相互にもっと密な関係が出来るとよいのではないかと思った。また、これを読んで、人が少ないというか必要だと感じたが、団塊の世代の方たちでいろいろ力のある方も大勢いらっしゃるので、そういう方々がボランティアという形で参加していただけるようになればと思う。

結局、ここに来て初めて知ることが多く、市報も仕事をしていると全く見ない、家にいるようになって市報に全部書いてあることが分かる。社会福祉協議会も認知度が低く、いろいろさせていただいてだんだん見えてくる。そういう意味では、書き物だけとかではなく、もっと人を介して知らせていただくといったことがよいのではないかと思う。

平野委員

市報については、小平は新聞に入れて配っているが、小金井市は世帯に限らずアパートにも全部に配っているので、市報だけに限ると満遍なく配られていて、ほかに武蔵小金井の駅や東小金井の駅にも置いてあるので誰でもみんな見れる立場にある。ただ、残念ながら、それを高齢者の方や働いている方が見ているかどうかで、私もサラリーマンの時は見る暇がなかったというのが実感である。おっしゃるように、いかに読んでもらうかが大事で、読ませるにはどうしたらいいかと言うと、町会・自治会で役員改選の年1回集まるだけではなく、2ヶ月、3ヶ月に1回でもみんなで集まり、今どきの話題や市報に出ていたことを話したりといったことをしていかないと、任せきりでは駄目である。これだけ配っているのだから、それなりの効果を得たいわけだが、いかんせん、今の町会・自治会、各世帯の方々を見ると、あまりにも読んでいない方が多いのではないかと思う。

もう1つ、吉祥寺などに行くと郵便局やATMの横にも置いてある。他市では、いかに読ませようかといろいろな手段を取りながら、 やっているのではないだろうかと思う。

地域福祉課長

今の貴重なお話は、担当課である広報秘書課にも伝えさせていただ く。

平野委員

関連して、市報や掲示板でもアナウンスされていたが、市が定年者 の集いみたいなのを、退職された団塊の世代の方を集めてやろうとい うことで、7月と9月に小金井市の歴史を知ろうとか、公共物を見よ うとか、「江戸東京たてもの園」に行ったり、いろいろなことをやっている。集いには30人くらいの方が出てこられたが、長い間、小金井市に住んでいても、サラリーマン生活で追われて何も知らない。暇になって何をやろうかと思ってふと目についたのが、この講座だったということでお見えになられる。その中で、仕事はないかとか、暇で仕方がないということならば、シルバー人材センターに行って仕事を見つけたらどうかとか、社会福祉協議会から出ているボランティアの冊子を配って、こんなボランティアがあるので、皆さんもされてはいかがか等、事務局の方がそこでアピールされているので大変勉強になる。中には、早期退職で50歳そこそこの方もおいでになられるし、片や65歳の方もおられ、そういった団塊の世代の方をいかに取り込むかが、これから貴重だと思う。

山口委員長

担い手ということでも、時代背景として大事である。定年の方が増 えてくるときの計画である。

竹内副委員長

今の話は、22ページの1「多様な交流の場づくり」の中に入るお話かと思うが、これは生涯学習課でやっているものと福祉サイドでやっているものがある。教育サイドでやると比較的男性の参加が多いが、福祉サイドでやると女性の方が圧倒的に多く、男性がごく少数のため、だんだん欠席がちになるので男女の出席比率をデータとして取るようにしているが、テーマによっては男性が非常に関心を持つテーマもある。したがって、その辺を主催する行政側、団体側も創意しながらやられるといいと思う。女性は、比較的地域での活動も活発だが、男性は会社人間が多いから、場を用意しないと出ていただけないことが多いが、男性の料理教室をやると、男性だけなので終わると同窓会をつくって、その人たちがグループでいろいろなボランティア活動をやるとか、そういう場も用意できるので、いろいろなパターンを考えればよろしいのではないかと思う。

高氏委員

前回、申し上げた「前原4丁目だより」が、昨日配られたので持って来た。会長さんが一生懸命、こういうふうに、いろいろなことを書いている。皆さんに回すので、見ていただきたい。

伊藤委員

9ページのアンケート結果に「緊急時の対応体制が分からない」と あるが、このたぐいのアンケートを採ると必ずこれが出てくるのでは ないかと思う。これは、個人の問題で、それぞれが積極的に情報を求 めないとできない。どういう年代層が多いのか。

コンサルタント

20歳代から70歳代まで全ての世代で一番高い。

伊藤委員

どうしたらいいかということを、おそらく情宣しておられると思う

が、どうしたらいいか、事務局にお聞きしたい。方策というか、これ は何とかしなくては、認知もしていただかなくてはいけないし、震災 があってから、特に重要なことだろうと思う。

山口委員長地域福祉課長

アンケート調査の27ページに今の細かい状態が出ている。

今、「災害時要援護者支援体制」に取り組んでおり、要援護者とは、 高齢の方や介護が必要な方、障害がある方など一定の要件があり、そ ういう方たちの要援護者名簿というものを作成し、先日のような震災 のとき、一人で避難できない方に支援者を付けて、いざというとき、 安否確認とか避難を手助けするというものである。先ほど来、話が出 ているように、地域力の低下により自分で見つけられない方もおられ るので、その場合、町会・自治会で支援者を探して差し上げて、それ を全市的に広げるというのが最大の目標だが、全市的に、一度にとい うのは無理なので、また、市にとっても初めてのことなので、取りあ えずは1ヶ所にモデル地区をお願いしている。

流れとしては、その地区の要援護者の方の所に市がお訪ねして、支援プランを作成し、支援者をご自身で見つけられない場合は、町会・自治会の方にお願いすることになるので、個人情報を町会・自治会に提供してもよいか承諾をいただき、その後、名簿をお渡しするが、その際、きちんと個人情報に関する協定書を取り交わす。そこで初めて、どこの誰が要援護者で支援者を求めているかが分かるわけである。町会と自治会はその方の支援者を探し、その支援者と要援護者の方でプランを作成する。

要援護者のうち、ご自身で支援を見つけられない方という方は、多 分町会・自治会に未加入の方が多いのではないかと推測するわけだ が、先日、町会の方々に説明に行ったところ、会員であろうとなかろ うと町会の中で引き受けるということを確認させていただいた。

まだまだ、これからの事業で初めてのことなので、ご理解いただけるまでどのくらい時間がかかるか、情報提供して町会に探してもらいたいとおっしゃる方が何名になるか分からないと町会の方に言うと、町会の方々はそんなのんきなことを言っていたら、地震などいつ起きるか分からないからどんどんやろうと、大変、協力的な所で、熱意を持って取り組んでいただけるということなので、私どもも心強く思っている。

本当に初めてのモデル地区なので、やってみなければどのような結果になるかはまだ分からないが、大変重要な施策と認識しているので、これからもご注目いただきたいと思う。

伊藤委員

引き続きよろしくお願いしたい。「近所付き合いについて」というところも、あまり堅く考えないであいさつ代わりみたいに、災害時にお互いに声を掛け合おうという軽い気持ちが非常に必要ではないかと思う。その辺を、行政あるいは半行政的なところの会合ででも、こういうことをお互いに声を掛け合おうと思う。近所付き合いというような四角張ったものではなくて、お互いに軽く、個人的な事に触れない程度に、お互い付き合っていけたらなと、私自身の気持ちである。

矢野委員

3章までのところでは、抽象的な形での表現で施策の方針のことが書かれているので、内容はそれほど大きくずれてはいないと思うが、4章になる架空の部分が具体的にどういう施策を展開していくかがとても重要だと思うし、資料1の進捗状況の調査結果を見ても、17年のときの評価と今度の評価のところで、もう少し詳しい進捗状況が分かるといいのかなと思って読んでいた。その中で、何年かまでにはこれを達成するということをきちんと打ち出し、見直しのときは、継続、継続で達成となるのか、どのくらいの数値目標でやって、どこまでいったら達成なのか、次のステップはどうするのかというところまで、具体的に各論の中で表現できるといいのかなと思っている。

この資料1「高齢者緊急通報システム・火災安全システム事業」の 現状と課題で、「緊急協力員の不要な民間事業者のシステム」うんぬん とあり、これを23年度から社会福祉協議会に委託し、民間事業者へ委 託していくというのは、セキュリティ会社の通報システムみたいなも のに委託して管理してもらうのか、その費用は市が費用負担するのか など、その辺の説明をもう少し詳しくしていただければと思う。

あと、防犯対策、防犯ネットワーク、被災者の支援や、今話題になった災害時要援護者支援など、それぞれでネットワークをつくってやるということだが、民生委員さんも32ページの「高齢者地域福祉ネットワーク」など、それぞれで活動をしていてある程度の情報は持っている。それが災害時にどう機能していくのかとか、そういうところをもう少し一元化していくような体制にもっていけるといいのかなという思いがしているので、それぞれのやっている人たちの代表者で情報交流ができたり、地域の状況が分かっていくとか、そういうようなものをもう少しやっていくといいのかなと思う。

この間、NHKで神奈川県の湘南で、自治会の中に防災組織みたいなものをつくり、町の点検をして避難経路をつくったり、地域住民の人たちの一時避難場所ということで大きいビルに掛け合い、そこと市が協定を結ぶという活動をしていると報道されていた。そのように、

具体的に地域で活動しやすいようなことを支援しながら、防災・防犯とかいろいろなところで、それぞれ個々で動いている方をうまく結び付けていくようなことができるといいのかなと思う。

地域福祉課長

災害時要援護について、今、簡単に説明させていただいたが、これは民生委員さんの「災害時ひとりも見逃さない運動」と連携して行っている。四千何百名、全ての方のその個人票を持って、民生委員さんに1軒1軒お訪ねしていただき、個人票を作成し、市に提供いただいた。その個人票を基に、その中で要援護の方を抜粋し名簿を作るというところから始まっているので、民生委員さんとの連携は不可欠なものである。これからも、毎年、要援護者の方の様子や介護度、入院されたりと変わってくるので、1軒1軒、声掛けと訪問を繰り返しやっていただくことになっている。

介護福祉課長

先ほどの、資料1の対応ページが18ページの「高齢者緊急通報システム・火災安全システム」関係についてだが、備考欄の平成23年度から社会福祉協議会に委託というのは、この施策については、詳細は書いていないが、一定要件が対象となる施策になっており、申請時に要件にあてはまることを確認させていただく。その申請時の受付事務を社会福祉協議会へ委託させていただくものである。

今後の方向性は、実際に申請していただき、該当となってシステム を利用していただく場合、業者のシステム装置のようなものを取り付 けないといけない。実際にはその取付費の一部を補助する形で、基本 的に、そのあとのランニングコストはご本人の負担となる。

当然、機器やシステム等は日々進化しているところであるが、契約をして、実際に緊急の通報があったときのシステム等を確立している 状況なので、なかなか簡単には業者を変えるというか、導入している システム自体を変えるというのは難しい。ただ、長きにわたって使っ ているものなので、見直し等の段階で新たな部分について、同様の形 で導入するか含めて検討しなくてはいけないということである。

こちらのついては、高齢者部会でも話題になる施策なので、詳細は そちらのほうでさせていただくことになるかと考えている。

竹内副委員長

22ページの「権利擁護の推進」に「成年後見制度の周知」が、今後の施策の展開案の中にあるが、高齢者は比較的家や土地をお持ちの方が多く、昔は親子・兄弟・親戚が、お互いに助け合って財産を守るという家族制度があったのでよかったが、最近は核家族化してなかなか助け合いの機能が果たせなくなってきている。だんだん高齢化して認知症的になってくると、財産の管理ができなくなり権利擁護というこ

とで、地域包括支援センターや市役所から社会福祉協議会の権利擁護 センターに回ってくる。それが最近、すごく多く、ある程度、判断力 があるうちはそこでお世話できるが、判断力がだんだん落ちてくると 成年後見制度を使わないと守れない。

司法書士、社会福祉士、弁護士の専門家にまずお願いするが、専門家で見ていただけない方もいる。そういう方については、最近は法人後見と言って、社会福祉協議会が後見人の役割を果たすということで、近隣市でも、だいぶ体制を充実してやってきている。

東京都は係る費用の2分の1を補助してくれるのでできるが、小金井市の場合、まだその辺が進んでいない。いろいろ相談があって弁護士や司法書士を紹介するが、司法書士も目いっぱいでこれ以上受けられないということで、行き先を迷ってしまう方もある。そういう方を、今後どういうふうにしたらいいのか。そして、ここでは「成年後見制度の周知」だけになっているが、積極的に相談だとか、制度を推進するとか、もう少し他市並みの姿勢をとらないと、小金井市の成年後見制度は遅れてしまうのではないかと思う。ぜひその辺は、今後ご検討いただければと思う。

中里委員

それに関連して、当然、後見制度にお願いすれば支払いの義務が生じ、定期的にお支払いする。少し介護度が改善されたり、判断能力が少し戻ってご自身でやりたいといった場合でも、いったん後見制度にお願いすると、実際、取り消すのはとても煩雑な手続きになるので、ずっと経済的に負担することになると司法書士の友人から聞いた。

実際、周知した上で制度の詳細を知らしめて、当然こういう負担が 生じてこういう問題があり、足りないときには補助ということも含ん での問題にしないといけない。そのほかの施策では、具体的に防犯灯 を付けるというのもあるかと思うと、こういうように周知というだけ で、実際どこまでというところが不明確な感じを受けた。もう少し具 体的になっていかないと無理かなと思う。

竹内副委員長

申立ては、市長の場合と親族の場合などいろいろあるが、人権に関わる問題なので、家庭裁判所が一定の決定を出して、成年後見制度の対象になると定期的に支払う義務がある。財産のある人は、財産の中から支払えるが、問題は財産がない方で、ただ、財産がない方は守る財産がないから、果たして成年後見制度がどうなのかということがある。ですから、比較的財産があって自分で守れない人を、裁判所の判断で守っていくことと身上監護が中心になると思う。

中里委員

実際問題として、高齢化がどんどん進むのだからこのままという状

況があって、かなり資産があって始めたとしても、ずっと長く支払い 続けるということになるので、詳細を聞いたときに、頼むかどうかを 考えてしまう人も多いと聞いた。

竹内副委員長

最終的には、市が一定の事務費用を用意するということは、当然あり得ると思う。現在も権利擁護の対象は54人くらいおり、所得が高い方は自費だが、生活保護を受けている方は生活保護費でみてくれるし、低所得の方についても、費用を減免して社協の予算でみているので本人負担はない。また、記憶力が戻ったとか、認知症が改善されるということはなかなかないので、いったん適用を受けると、お亡くなりになるまでお世話するケースが多いと思う。いずれにしても、どこかのお世話が必要で、弁護士さん等がやっていただければいいが、そこでも見てくださらない場合はどうするのかという問題が残る。

斉藤委員

各論については全く分からないが、全体的に言葉が難しいという感じがする。「ファシリテーター」も、大抵の人は分からないと思う。大変申し訳ない言い方だが、民生委員の語源や、社会福祉協議会自体どういう人たちが、何を目指してやっているのか。構成人員、報酬がどこから出ているのか等々、私には全く分からない。こういう難しい言葉、組織を簡単にしていかないと、おそらく若い世代の人たちは全くついてこれないだろうと思う。そういうことを解決していくには、やはり地域に伝道師みたいな人を置く。それこそ団塊の世代の方で、少し余裕が出てきて地域をみていこうという人たちを育てていくという、先ほどの「ファシリテーター養成講座」の活動をどんどん広げて中心的な人をつくっていき、こういうことを通訳していただく方が必要なのではないかと思った。

地域福祉課長

私も、最初、ファシリテーターと聞いたとき、本当に分からなかったので、今のお話はとても身近な話であった。やはり、なじみのない言葉は※印を付けて、用語の解説を入れるなど、検討させていただきたいと思う。あと、民生委員、社会福祉協議会の話も出たが、本当に、地域にとって身近な存在で、民生委員さんの紹介ということで、市報にも定期的に載せている。

斉藤委員

全国的にそういう名前だということは分かっているが、市報も見な い人がほとんどである。

地域福祉課長

検討させていただきたい。

平野委員

骨子案はどれも重点だと思うが、23ページの一番最後に「体系案及 び施策内容については、次回会議にてご報告」とあるので、11月30日 に具体案が出て来る前に、来年、再来年に区切って、平成24年になっ たらこれを具体的にやるというように、重点項目を掲げながらやられ たらいかがかと思う。

もう1つ、先ほどの成年後見制度の周知については、資料1の調査 結果のまとめにも、具体的に今後の方向性が出ているわけなので、これを見なくても、展開(案)をみたら、ぱっと分かるような、具体性 を持たせた案をご提示していただければいいかと思う。

地域福祉課長 斉藤委員

今の貴重なご意見も、参考にさせていただきたい。

生活保護制度については見直しの時期に来ていると思う。特に医療 支援について、無料というのも非常に変な話で、それを悪用する人も いる。おそらく支援を広げていくというよりは、これからは見直して いく時代に入るのではないかと思うが、その辺についてはいかがか。

地域福祉課長

確かに今、小金井市でも生活保護受給者の数は徐々にだが増えているが、法的に見て、小金井市の場合、違法というものはないと認識している。今後、医療費補助10割はおかしいという意見も出てくると思う。小さな自治体からの見直しも大切なことで、その結果制度が変わることもあると思うが、市の生活保護に関しては法にのっとってやることに変わりはないということで、ご理解をいただきたい。

斉藤委員

前向きにできることというのが就労支援で、その辺についても、本 気で就労支援をされているのかと思うときがある。例えば、アルコー ル中毒、麻薬中毒ではないという診断書を書いてほしいと生保の方が 来られたが、私は一目で酒飲みだと分かるので、これは書けないので 市と相談をしてほしいと言ったら、市の方から電話がかかってきて、 理由は何も聞かずに、書けないという確認だけされて切られたことが あり、この方はずっと就職できないんだなと思った。

地域福祉課長

今のケースは分からないが、生活保護の目的は、就労して自立していただくことをお助けするわけで、もし、健康を害して仕事ができないのであれば、まずその原因を取り除き、健康になっていただく。それから就労に向けて仕事を探していただくというのが基本的な考えでやっている。中には就労できる健康状態の方もいるので、その方にはそれなりにできることを探していただき、それをサポートするために就労支援員が2人おり、きちんと対応しているので、その点はご理解いただきたい。

3. 各専門部会からの報告

事務局

※各部会等の進捗状況、事務局担当課長より報告

4. 次回日程について

事務局

次回は、11月30日水曜日、午後7時 萌え木ホール

山口委員長

それでは、本日の会議はこれで終了する。